

新型コロナウイルスの影響等により**徴収猶予の特例を受けられた方へ**

猶予の期限にご注意ください

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなく納付いただきますようお願いいたします。
- 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがあります。現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
- 納付が困難な方は、担当の県民センター・事務所までお早めにご相談ください。

以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております徴収猶予通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

(資料のご提出等にあたっては担当の県民センター・事務所にお問い合わせください。)

※ eTAX からも徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

相談窓口

窓口	担当課	電話番号	所在地
東部県民センター 納税部	納税第二課	0852-32-5632	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎2階
東部県民センター 隠岐税務部	税務課	08512-2-9617	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎3階
東部県民センター 雲南事務所	納税課	0854-42-9520	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎1階
東部県民センター 出雲事務所	納税課	0853-30-5532	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎2階
西部県民センター 税務部	納税課	0855-29-5523	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎1階
西部県民センター 県央事務所	納税課	0854-84-9576	大田市大田町大田イ236-4 あすてらす2階
西部県民センター 益田事務所	納税課	0856-31-9516	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎2階

個人住民税、固定資産税及び軽自動車税種別割などの市町村税については、各市町村にお問い合わせください。